

個人質問 さいとう愛子議員（3月5日）

敬老バス 更新手続き 利用回数制限に同意が必要なのか



敬老バスの対象交通機関が来年2月からJR、名鉄、近鉄の電車・バスに拡大されます。現在、その準備として、対象者約8万人に順次送られている「敬老バスの更新手続きのご案内」と「同意書・口座登録票」では、「私が敬老バスの利用上限回数を超過した場合、敬老バスの利用が制限されること」ということにも同意を求めていました。

さいとう議員は、市民から「同意しないと使用できなくなるのか」「取り消し線を引いて提出しても良いか」という声が寄せられていることを紹介しました。

健康福祉局長は「個人の乗車実績取得にかかる事項のみ同意していただければ敬老バスの

利用は可能」と答えました。さいとう議員は「利用回数が制限される」ことに同意を求める文言は、今後削除することを強く求めました。

利用制限は中止・延期し再検討を

さいとう議員は、コロナ禍で外出自粛が続いている、敬老バスの利用回数を730回に制限するのを来年度導入はいったん中止・延期し、その間に、あらためて利用回数制限が必要かどうか再検討すべきと指摘しました。しかし、健康福祉局長は「新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の利用者数を正確に見通すことは困難」だが、利用制限について昨年2月定例会で議決をされており、非常に重く受けとめていると答えました。

厚生院は縮小・廃止すべきではない

昨年12月の「広報なごや」に「厚生院介護保険施設 入所申し込み受付終了」と小さな記事が載り特別養護老人ホームの新たな入所の受付を行わないことが市民に知らされました。

さいとう議員は、「まだ、特養の入所待機者が数千人規模で存在している今、市の厚生院（写真右下）の特養の定員を減らさず、待機者解消のために積極的に活用すべきではないか」と健康福祉局長に質問しました。

健康福祉局長は、厚生院がこれまで医療ケアの必要な方、身寄りの無い方、低所得の方などのデーティーネットとして果たしてきた役割を認めながら、「民間の施設整備を進めた結果、医療対応型特別養護老人ホームは

もとより、他の施設においても医療的ケアが必要な方の入所を受け入れていただいている」と述べました。

さいとう議員は「いまなお、市内で3619人が入所を待っています。医療的ケアの必要な640人が入所待ちであり、中には医療依存度の高い方もみえます。待機者が大勢いるのに、なぜ市立の厚生院を縮小するのか」「これからもセーフティーネットの役割を果たせるのは医療・介護・福祉の機能を兼ね備えた公立施設だからであり、厚生院の縮小・廃止をすべきではない」と厚生院の存続を強く求めました。

